型式認定番号	自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A12－50	ＫＤ432 ＥＫＤ432	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A12－51	ＫＤ632 ＥＫＤ632	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A12－52	ヤマハハパス X854	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A12－53	ブリヂストンアシスタ A79	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A12－54	ＣＹＣＯＯ－20　６Ｓ ＴＤＮ－201Ｚ	株式会社ＰＥＬＴＥＣＨ 大阪府堺市堺区翁橋町２丁３番３－101号
交　A12－55	ヒルチーター HC24	有限会社荻山商会 東京都大田区山王３－29－６
交　A12－56	ふらっかーずアシスト FRA63H	株式会社丸石サイクル 埼玉県吉川市中野311－１
交　A12－57	ＡＬ－ＦＤＢ140ＡＳＳＩＳＴ ＧＩ－ＦＤＢ14	ジック株式会社 大阪府大阪市住之江区柴谷１丁目１番40号
交　A12－58	電動アシスト自転車epocargot（エポカルゴ）TypeM（タイプ　エム） K－30000	大栄技研工業株式会社 愛知県半田市州の崎町２－108
交　A12－59	ＬＯＵＩＳ　ＧＡＲＮＥＡＵ　ＬＧＳ　ＴＲ　２－Ｅ ＬＧＳ　ＴＲ　２－Ｅ	有限会社アキコーポレーション 大阪府守口市橋波西之町１－10－２

型式認定番号	原動機を用いる車いすの名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　K12－３	電動車椅子　クロラ ＱＲＯＬＡ001	有限会社クエストエンジニアリング 東京都千代田区神田猿楽町73番地

○国家公安委員会告示第三十四号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の四第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十四年八月二十七日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月十八日

国家公安委員会委員長事務代理
国務大臣　森本　敏

○政治資金適正化委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十四年九月十八日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
三六三	山田　彰範	二四、八、二八	本人からの申請
二四五五	山本　英男	二四、八、二八	本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第五十七号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年九月十八日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
二三五二	田中　洋子	二三六三	二四、八、一六
二六三一	下平　明美	二六五五	二四、八、一〇

○政治資金適正化委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十四年九月十八日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四二三五	二四、八、三一	小川　勝夫
四二三六	二四、八、三一	倉知　直美

○法務省告示第三百八十七号

秋田県横手市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十四年九月十八日

法務大臣　滝　実

秋田県平鹿郡増田町狙半内字滝ノ下六十一番地　尾張　一枝
同郡大森村三十五番地　今野　亀藏
同郡大森村二百七十八番地　柴田　岩吉
同郡川西村袴形九十八番地　髙橋　寅藏
同郡十日町村四十四番地　伊藤　竹松

○法務省告示第三百八十八号

秋田県横手市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年十月十八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　申出の手続について分からないことがあれば、横手市役所又は秋田地方法務局大曲支局に照会すること。

平成二十四年九月十八日

法務大臣　滝　実

秋田県平鹿郡大森村三十六番地　上田　乙松

○法務省告示第三百八十九号

神奈川県藤沢市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年十月十八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、藤沢市役所又は横浜地方法務局湘南支局に照会すること。

平成二十四年九月十八日

法務大臣　滝　実

神奈川県高座郡小出村遠藤四百六十九番地　内藤　常吉

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、横手市役所又は秋田地方法務局大曲支局に照会すること。

平成二十四年九月十八日

法務大臣　滝　実

秋田県横手市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年十月十八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、横手市役所又は秋田地方法務局大曲支局に照会すること。

平成二十四年九月十八日

法務大臣　滝　実

秋田県横手市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十四年九月十八日

法務大臣　滝　実

秋田県平鹿郡増田町狙半内字滝ノ下六十一番地　尾張　一枝
同郡大森村三十五番地　今野　亀藏
同郡大森村二百七十八番地　柴田　岩吉
同郡川西村袴形九十八番地　髙橋　寅藏
同郡十日町村四十四番地　伊藤　竹松

○法務省告示第三百八十七号

秋田県横手市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年十月十八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、横手市役所又は秋田地方法務局大曲支局に照会すること。

平成二十四年九月十八日

法務大臣　滝　実

秋田県平鹿郡大森村三十六番地　上田　乙松

○法務省告示第三百八十九号

神奈川県藤沢市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年十月十八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、藤沢市役所又は横浜地方法務局湘南支局に照会すること。

平成二十四年九月十八日

法務大臣　滝　実

神奈川県高座郡小出村遠藤四百六十九番地　内藤　常吉